子ども達の健やかな成長のために
公的保育制度をみんなの力で守りましょう

平成21年12月8日に閣議決定された『明日の安心と成長のための緊急経済対策』において、『利用者と事業者との公的契約』『利用者補助方式への転換』『指定業者制の導入』『運営費の使途範囲・会計基準等の見直し』等が示されました。これを受け、現在内閣府において、保育制度を検討する『子ども・子育て新システム検討会議』が設置され、6月をめどに新たな次世代育成支援の基本方針が定められようとしています。

私たちは、下記のようなことが懸念されている直接契約・直接補助等を中心とした保育制度改革ではなく、国や市町村に対する保育実施責任が明確に義務づけられた質の高い保育を十分に提供できる保育制度改革の実現を強く望みます。

①市町村の保育実施義務がなくなり、入園は保護者と保育園との直接契約となります。

市町村には、保育を直接提供する義務がなくなります。市町村は保育上限量を認定し、それに必要な費用を払うことが主な仕事（責任）となります。保育園を探し、保育園と契約を結ぶのは、保護者の自己責任となります。まさしく直接契約です。

②保護者は、勤務時間や勤務日数などにより認定された保育上限量の範囲内で、保育園を利用することになります。

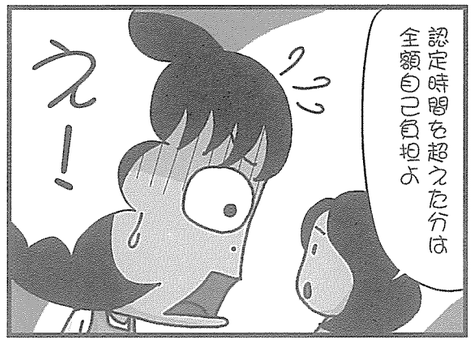

認定された保育上限量（一週間の内に保育園を利用できる日数や一日の保育時間）を超えた保育園利用に関しては、原則として『応益負担（補助金なしの全額自己負担）』となります。利用したくても利用できない子ども達が多数出ることが予測されます。

③株式会社など民間企業を含む多様な業者が、都道府県の認可がなくても指定事業者として参入も撤退も自由にできるようになります。

介護保険や障害者自立支援法での様々な弊害を保育の世界に持ち込むものです。また、市場原理導入により、保育園が福祉から営利追及の場へと変質することになります。

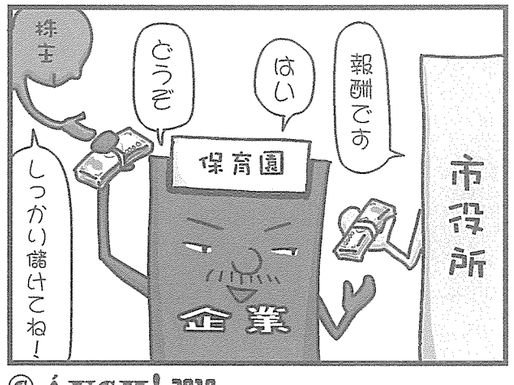

© ÁUCH! 2010

キリトリ線

国や市町村の公的責任が明確にされている
現行保育制度の拡充を求める要望書

内閣総理大臣
鳩山　由紀夫　様

一、保護者と保育所との直接契約や直接補助方式、保育料の応益負担等、国や市町村の保育実施責任を大幅に後退させるような保育制度改革ではなく、児童福祉法第二四条に基づく公的保育制度を堅持・拡充してください。

二、国の責任で緊急に認可保育所を整備し、待機児童を解消してください。

三、規制緩和の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないでください。

《署名実施主体および連絡先》
九社連保育協議会
九州私立保育園連盟
日本保育協会九州地区連合会
福岡市中央区荒戸三丁目三―三九
福岡市市民福祉プラザ六階
電話　〇九二―七一三―〇五四一

氏名	住所

（一欄に一名ご記入下さい。氏名は必ず自署して下さい。）